事例No.	2904
公表年度	R5
団体の属性	都道府県
団体名	長野県

事例区分	行政改革

タグ	・消防・防災 ・組織改革

事例種類	消防・防災

事例内容・タイトル

長野提出資料 長野県合同災害支援チーム（チームながの）の仕組みについて

出典

今後発生が想定される南海トラフ地震発生時の応援職員派遣に係るアクションプラン策定のためのワーキンググループ（第3回）（2）

しあわせ信州

南海トラフ地震発生時の応援職員派遣に係るアクションプラン策定のためのWG（第３回）

― 長野県提出資料 ―

長野県合同災害支援チーム（チームながの）の仕組みについて

県と管内市区町村との連携に関するルール作り

災害時における他県への支援体制
長野県合同災害支援チーム（チームながの）

県外で大規模な災害が発生した場合に、長野県と県内市町村が一体となって被災地を支援する。



県知事、市長会長、町村会長の承認　支援決定

↓

県から市町村に通知

↓

先遣隊の派遣
被災地での情報収集

現地支援本部の設置
被災地のニーズ把握

後方支援本部の設置
県庁で支援の総合調整

↓

県と市町村が一体となり被災地のニーズに合った支援を実施
①職員派遣、物資の提供　②被災者の受入及び施設の提供　等

2

都道府県と管内市区町村との連携に関するルール作り



先遣隊派遣（H25.6.12訓練）



後方支援本部設置・運営（H25.8.9訓練）

先遣隊の派遣

◆被災状況を把握するため、被災県等の災害対策本部に先遣隊を派遣
◆県職員とブロックを代表する市町村職員で構成
◆被災県等における情報収集を実施

後方支援本部の設置

◆原則として県庁内に設置
◆関係する部局の県職員及び各ブロックを代表する市町村職員で構成
◆職員派遣、物資提供、被災者の受入れ等を調整

主たる派遣実績
〇平成28年熊本地震・熊本県（アルファ米・飲料水の支援、応援職員の派遣）
〇平成30年７月豪雨・広島県（災害査定に係る書類整備等の支援）
〇令和元年台風15号・千葉県（ブルーシートの支援）

3

県と管内市区町村との連携に関するルール作り

「長野県合同災害支援チーム」による被災県等への支援について

危機管理防災課

1　「第１回県と市町村との協議の場」の開催（平成23年６月３日）

１　長野県北部の地震と東日本大震災を通して見えてきた課題と対応について意見交換。
　大規模災害の広域応援については、
（１）　様々な被害を想定し、県と市町村が一体となって支援の仕組みを考えることが大切。
（２）　支援を行う上でのルール化が必要。

２　対応
　長野県外で大規模な災害が発生した場合、被災した都道府県・市区町村に対し、県と市町村が一体となった支援を行う体制を構築する必要がある。　⇒　実務者レベルで検討を行う。

2　支援体制に関する検討状況

１「実務者検討会」での検討
　平成23年７月～11月の４回にわたり、市町村代表、市長会、町村会及び県で構成する実務者検討会において、支援体制に関する検討を行った。

２「検討状況に関する中間報告」
　平成23年11月４日「第２回県と市町村との協議の場」で、検討状況を報告した。

３「代表市町村会議」での検討
　実務者検討会の結果を受け、平成24年１月以降７回にわたり、県と代表市町村で、支援体制に関する基本方針等について検討を行った。

４「検討状況に関する最終報告」
　平成24年11月６日「第４回県と市町村との協議の場」で、基本方針（案）等について報告を行い、了承を得た。

3　長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る基本方針

１　趣旨
　長野県外で大規模な災害が発生した場合、被災した都道府県・市区町村に対して、県と県内の市町村が一体となって迅速かつ的確な支援を行う。

２　支援を行う被災県等
　全国知事会、中部圏知事会、関東地方知事会等の協定に基づき支援することとなった被災県等とする。

３　支援の実施及び終了の決定
　県知事、県市長会長、県町村会長の承認を得る。

４　支援の方法
（１）先遣隊の派遣
　① 県職員２名とブロックを代表する市町村職員２名（計４名）で構成
　② 被災県等における情報収集
（２）現地支援本部の設置
　① 被災県等の支援ニーズの把握、支援に関する調整
　② 支援の状況に応じて、県・市町村職員を派遣
（３）後方支援本部の設置
　① 原則として県庁内に設置
　② 長野県危機管理監、関係する部局の県職員及び各ブロック１名ずつの市町村職員で構成
　③ 支援に関する現地や県内市町村間の調整
（４）主な支援の内容
　① 職員派遣、物資の提供

4　協定の締結

知事、市長会長及び町村会長による三者協定を締結。
（平成24年12月12日）

4

都道府県と管内市区町村との連携に関するルール作り

資料2（長野県）

しあわせ信州

詳細なルール『長野県合同災害支援チーム運営マニュアル』

〔　〕補足

Ⅰ　支援の実施又は終了の決定（基本方針第２の３）
- 支援決定・支援終了のプロセス、県から市町村への通知文例

Ⅱ　先遣隊の派遣（基本方針第３の１）
- 先遣隊を派遣するケース
- **先遣隊派遣の連絡・調整**〔**調整主体・方法**〕
- **先遣隊派遣当番ブロック**、先遣隊職員の交替
- 使用車両、装備品
- **経費等**〔**被災県へ請求するもの、各自治体負担、個人負担を整理**〕

Ⅲ　現地支援本部の設置（基本方針第３の２）
- 現地支援本部の設置場所・組織
- 現地支援本部の装備

Ⅳ　後方支援本部の設置（基本方針第３の３）
- 後方支援本部業務のイメージ
- 後方支援本部の設置場所・組織
- 後方支援本部各班の業務
- **職員派遣及び物資提供の調整**
- **職員派遣の割振り**〔**ブロックごとの順位で派遣**〕
- **職員派遣の期間**〔**原則７日間**〕

「長野県合同災害支援チーム」による被災県等への支援について

危機管理防災課

１　「第１回県と市町村との協議の場」の開催（平成23年６月３日）

１　長野県北部の地震と東日本大震災を通して見えてきた課題と対応について意見交換。
　大規模災害の広域応援については、
　（１）　様々な被害を想定し、県と市町村が一体となって支援の仕組みを考えることが大切。
　（２）　支援を行う上でのルール化が必要。

２　対応
　長野県外で大規模な災害が発生した場合、被災した都道府県・市区町村に対し、県と市町村が一体となった支援を行う体制を構築する必要がある。　⇒　実務者レベルで検討を行う。

２　支援体制に関する検討状況

１「実務者検討会」での検討
　平成23年７月～11月の４回にわたり、市町村代表、市長会、町村会及び県で構成する実務者検討会において、支援体制に関する検討を行った。

２「検討状況に関する中間報告」
　平成23年11月４日「第２回県と市町村との協議の場」で、検討状況を報告した。

３「代表市町村会議」での検討
　実務者検討会の結果を受け、平成24年１月以降７回にわたり、県と代表市町村で、支援体制に関する基本方針等について検討を行った。

４「検討状況に関する最終報告」
　平成24年11月６日「第４回県と市町村との協議の場」で、基本方針（案）等について報告を行い、了承を得た。

３　長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る基本方針

１　趣旨
　長野県外で大規模な災害が発生した場合、被災した都道府県・市区町村に対して、県と県内の市町村が一体となって迅速かつ的確な支援を行う。

２　支援を行う被災県等
　全国知事会、中部圏知事会、関東地方知事会等の協定に基づき支援することとなった被災県等とする。

３　支援の実施及び終了の決定
　県知事、県市長会長、県町村会長の承認を得る。

４　支援の方法
（１）先遣隊の派遣
　① 県職員２名とブロックを代表する市町村職員２名（計４名）で構成
　② 被災県等における情報収集
（２）現地支援本部の設置
　① 被災県等の支援ニーズの把握、支援に関する調整
　② 支援の状況に応じて、県・市町村職員を派遣
（３）後方支援本部の設置
　① 原則として県庁内に設置
　② 長野県危機管理監、関係する部局の県職員及び各ブロック１名ずつの市町村職員で構成
　③ 支援に関する現地や県内市町村間の調整
（４）主な支援の内容
　① 職員派遣、物資の提供

４　協定の締結

知事、市長会長及び町村会長による三者協定を締結。
（平成24年12月12日）

南海トラフ地震発生時の
応援職員派遣に係るアクションプラン策定のための WG（第３回）
－　長野県提出資料　－

長野県合同災害支援チーム
運営マニュアル

令和５年４月現在

長野県危機管理部危機管理防災課

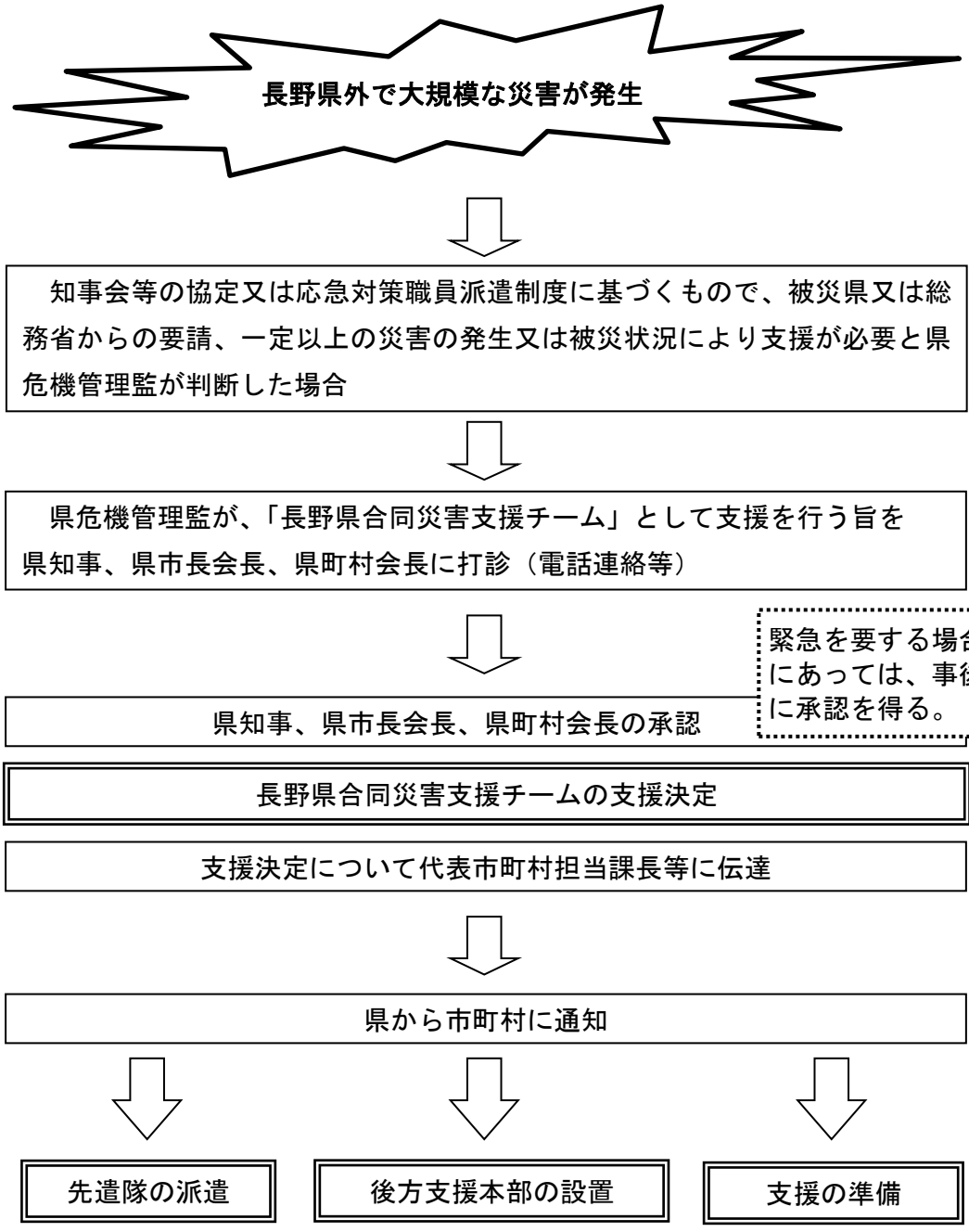
本マニュアルは、必要に応じて随時見直します

目　　次

Ⅰ　支援の実施又は終了の決定（基本方針第２の３）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　１　支援決定のプロセス ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　２　支援終了のプロセス ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　３　県から市町村への通知文例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
Ⅱ　先遣隊の派遣（基本方針第３の１）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
　１　先遣隊を派遣するケース ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
　２　先遣隊派遣の連絡・調整 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
　３　先遣隊派遣当番ブロック ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
　４　先遣隊職員の交替 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
　５　使用車両 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
　６　装備品 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
　７　経費等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
Ⅲ　現地支援本部の設置（基本方針第３の２）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
　１　現地支援本部の設置場所 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
　２　現地支援本部の組織 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
　３　現地支援本部の装備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
Ⅳ　後方支援本部の設置（基本方針第３の３）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
　１　後方支援本部業務のイメージ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
　２　後方支援本部の設置場所 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
　３　後方支援本部の組織 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
　４　後方支援本部各班の業務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
　５　職員派遣及び物資提供の調整 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
　６　職員派遣の割振り ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
　７　職員派遣の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

Ⅰ　支援の実施又は終了の決定（基本方針第２の３）

１　支援決定のプロセス



２　支援終了のプロセス

支援の終了については、調整会議で調整の上、県危機管理監が県知事等の承認を得て、市町村に通知する。

３　県から市町村への通知文例

（１）支援決定

〇危第〇号
〇市長会第〇号
長町村第〇号
年　月　日

市町村長　様

長野県知事　　〇　〇
長野県市長会長　〇　〇
長野県町村会長　〇　〇

（被災県・市名）への支援決定について(通知)

（被災県・市名）に対し、「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定（平成 24 年 12 月 12 日締結)」第２条の規定により支援することを決定しましたので、下記のとおり対応をお願いします。

記

１　先遣隊の派遣

先遣隊派遣当番ブロックでは、県と調整の上、先遣隊を派遣してください。

２　後方支援本部の設置

次のとおり後方支援本部を設置しますので、各ブロック１名の職員を派遣してください。

(1)設置場所：〇　〇

(2)参集日時：年月日　〇時

３　各市町村では、（被災県・市名）への支援について依頼があった場合はご協力をお願いします。

（２）支援終了

〇危第〇号
〇市長会第〇号
長町村第〇号
年　月　日

市町村長　様

長野県知事　　〇　〇
長野県市長会長　〇　〇
長野県町村会長　〇　〇

（被災県・市名）への支援終了について(通知)

年月日から支援を実施している（被災県・市名）に対する支援を、年月日で終了することとしますので、通知します。

Ⅱ　先遣隊の派遣（基本方針第３の１）

１　先遣隊を派遣するケース

（１）被災県等の要請に基づく場合→支援決定後に派遣

（２）被災状況により、危機管理監が必要と判断した場合→支援決定を待たずに派遣

（３）協定に基づく一定以上の災害が発生した場合

（現在は、中部圏知事会の協定のみ→震度７以上の地震の発生、被災県市と連絡が取れない場合）→支援決定を待たずに派遣

２　先遣隊派遣の連絡・調整

先遣隊派遣決定後、危機管理防災課から、派遣方法（派遣車両、派遣ルート等）について当番ブロック代表市町村若しくはブロックを代表する市町村へ電話等で連絡し調整を行う。

３　先遣隊派遣当番ブロック

（１）先遣隊を派遣するブロックは、平成 24 年度を佐久・上伊那とし、以降年度ごと、上小・諏訪、大北・飯伊、長野・木曽、北信・松本の順とする。

５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	10 年度
上小 諏訪	大北 飯伊	長野 木曽	北信 松本	佐久 上伊那	上小 諏訪

（２）ブロック内で予め派遣する市町村を決めておくものとする。

４　先遣隊職員の交替

県及び市町村の実情に応じて、派遣職員を途中で交替させることは可能とする。

５　使用車両

県危機管理部、市町村保有の緊急自動車を使用する。

＊緊急自動車が使用できない場合は、緊急通行車両確認証明書が必要

６　装備品

○　長野県合同災害支援チームの装備品（割愛）

７　経費等

○　長野県合同災害支援チームによる支援時の経費の負担について（割愛）

○　長野県合同災害支援チームに対する前渡資金の取り扱いについて（割愛）

Ⅲ　現地支援本部の設置（基本方針第３の２）

１　現地支援本部の設置場所

（１）被災県災害対策本部と調整する。

（２）被災市町村に設置することになった場合は、被災市町村と調整する。

２　現地支援本部の組織

責任者は県職員をあてることとし、支援状況、支援内容に応じて定める。

（例）　現地支援本部（業務の全体調整、後方支援本部との連絡調整）

- ○○市班（○○市災害対策本部との調整及び支援）
- ○○町班（○○町災害対策本部との調整及び支援）

３　現地支援本部の装備

（１）衛星携帯電話２台　→　先遣隊装備を使用（必要に応じて増設）

（２）パソコン　　２台　→　先遣隊装備を使用（必要に応じて増設）

（３）プリンター　１台

（４）現地派遣職員の防災ベスト

（５）宿泊用品（寝袋等）

（６）現地での移動用車両

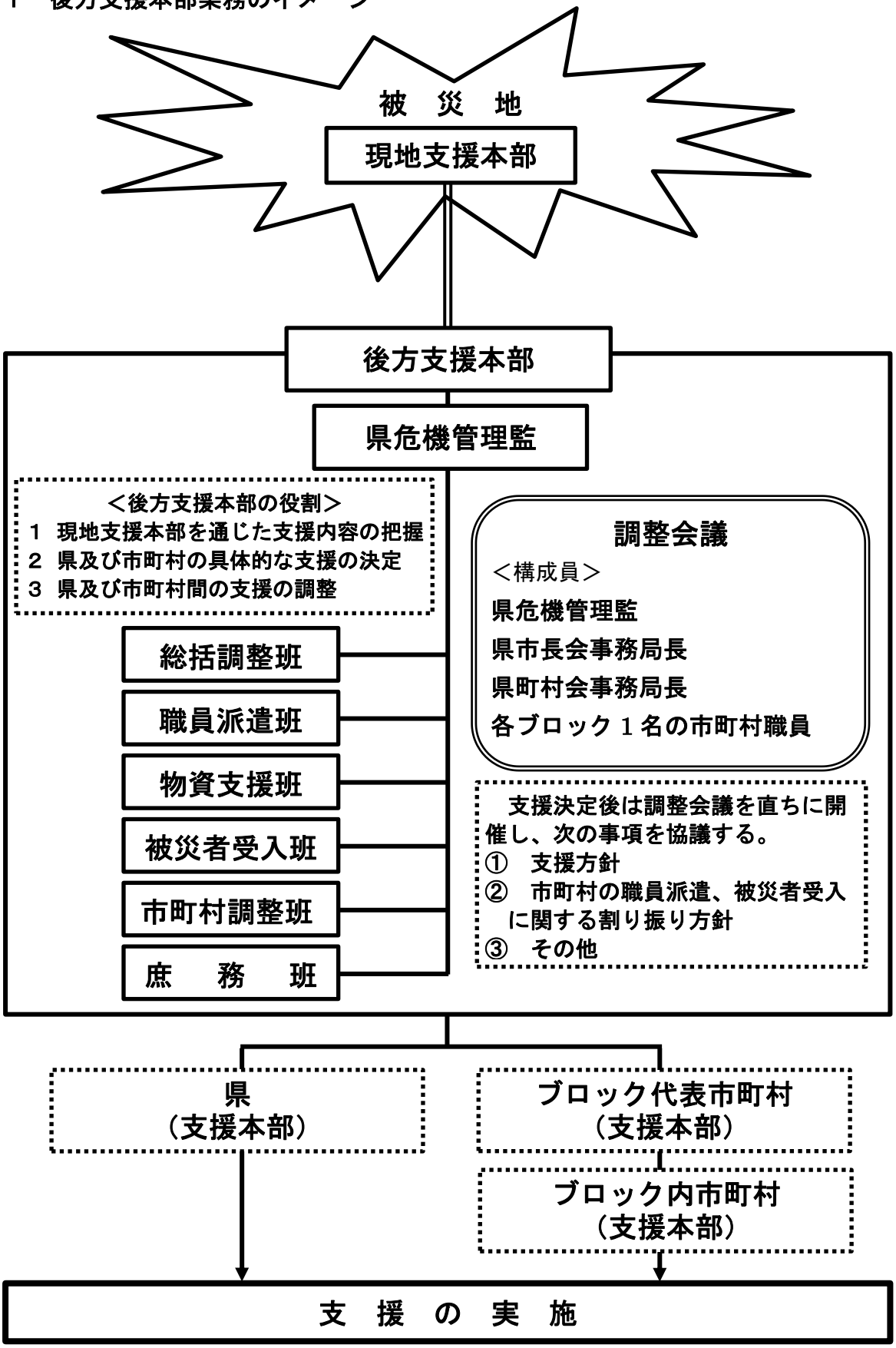
（７）その他、先遣隊装備品を使用するほか、必要な装備については後方支援本部と調整する。

Ⅳ　後方支援本部の設置（基本方針第３の３）

○　長野県合同災害支援チーム後方支援本部運営要綱（割愛）

○　長野県合同災害支援チーム後方支援本部調整会議設置要綱（割愛）

１　後方支援本部業務のイメージ



２　後方支援本部の設置場所

（１）原則として県庁内に設置する。

（２）県危機管理監が特に必要と認め、県庁外に設置する場合は、被災県等の所在地と支援の必要状況に応じて、支援の実施に適する施設を選定して設置する。

３　後方支援本部の組織

（１）責任者は県危機管理監をもってあてる。

（２）県職員については、危機管理部職員をもってあてるほか、必要に応じて、関係する部局の職員をもってあてる。

（３）市町村職員については、本部の立ち上げの際には、各ブロックから職員１名を派遣し、計 10 名をもって、構成する。

なお、市町村職員は、支援決定後最初に開催される調整会議終了後は、各市町村に戻るものとする。新たに調整会議での調整事項が生じた場合は、再度招集する。

４　後方支援本部各班の業務

（１）総括調整班

ア　後方支援本部の統制に関すること。

①　後方支援本部の運営に関する統制

②　調整会議の開催

イ　情報の収集、整理、分析に関すること。

①　現地支援本部及び各種報道等による被害状況の収集・整理（人的・物的被害、避難状況、道路・鉄道等状況、ライフライン等）

②　支援が予想される市町村及び移動経路の把握

ウ　現地支援本部（先遣隊）との連絡体制の確立に関すること。

衛星携帯電話、インターネット等による連絡体制の確立

エ　支援ニーズの把握と支援内容の検討に関すること。

①　現地支援本部を通じ、より具体的なニーズを把握

②　ニーズに適合する支援を検討

オ　被災県等、現地支援本部、市町村間の総合調整に関すること。

①　現地支援本部の人員調整、食糧・物資支援等

②　支援活動に関する関係市町村との調整

カ　支援内容の県及び市町村への割り振りに関すること。

キ　知事会、関係機関との連絡調整に関すること。

ク　庁内連絡会議の開催に関すること。

必要により関係部局等との連絡調整会議を開催

（２）職員派遣班

ア　被災県等に対する県派遣職員の選定に関すること。

①　県職員の派遣については、被災地のニーズに応じて人事課と調整

②　被災地のニーズ把握ができない場合は、派遣可能な職員数、職種について総括調整班と調整し、人事課と協議

イ　県、市町村派遣職員の携行品、移動、宿泊及び服務等に関すること。

①　派遣先、移動手段、宿泊等について、現地支援本部と調整

②　派遣職員に対する、派遣・服務等に関する説明会を開催

③　現地派遣職員への各種支援

（３）物資支援班

ア　支援物資の調達、整理、搬送に関すること。

①　被災地のニーズ把握（現地支援本部からの情報）

②　県備蓄物資、市町村備蓄物資の事前把握

③　県で調達可能な流通物資の把握

④　県での調達が不足する場合は、市町村で調達可能な流通物資の把握

⑤　支援物資の輸送先、手段等について、現地支援本部と調整

⑥　必要に応じて、長野県トラック協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合を、後方支援本部物資支援班へ招へいする。

⑦　支援物資の在庫管理（必要に応じて、長野県倉庫協会を後方支援本部物資支援班へ招へいする。）

イ　義援物資の受入、整理、搬送に関すること。

①　後方支援本部調整会議で義援物資の受入について方針を決定

②　義援物資を受入れる場合は、県への義援物資の受入場所、受入品目等の決定

③　県義援物資、市町村義援物資の被災地への搬送手段等について、現地支援本部と調整

④　県受入義援物資の在庫管理

（４）被災者受入班

ア　県内医療機関での傷病者の受入調整に関すること。

イ　県内避難所、応急仮設住宅等の提供の調整に関すること。

（５）市町村調整班

市町村職員の派遣、市町村の物資の提供、被災者の受入及びその他支援に関する市町村間の総合調整に関すること。

① ブロック間の調整が困難な場合は、後方支援本部調整会議で調整
② 後方支援本部参集時における確認事項
・ ブロック内の備蓄物資の状況
・ 避難者を受入れる避難所及び受入可能人数等

（６）庶務班
ア 後方支援本部及び調整会議の庶務に関すること。
イ 報道対応に関すること。
ウ 支援に関する経理に関すること。
当面の支払い等の処理

５ 職員派遣及び物資提供の調整

（１）職員の派遣
ア 被災県等からの県職員の派遣依頼に対しては、職員派遣班において調整を行う。
イ 被災県等からの市町村職員の派遣依頼に対しては、後方支援本部調整会議で決定した割り振りに基づき、市町村調整班が各ブロックの代表市町村へ連絡する。
ウ 各ブロック内の市町村ごとの割当て人員については、代表市町村において、調整を行う。
エ 現地への職員の派遣方法等については、現地支援本部と職員派遣班で調整する。
オ その他、特に調整が必要な場合は、後方支援本部調整会議で調整する。
カ 総務省や全国市長会、全国町村会等の全国組織による職員派遣調整が始まった時点で、長野県合同災害支援チームによる職員派遣の要否を、被災県等の意向も踏まえつつ、後方支援本部調整会議で検討する。

（２）物資の提供
ア 県及び市町村は、提供可能な物資について、あらかじめ把握をする。
イ 被災県等からの物資の提供依頼に対しては、事前に把握している県及び各市町村の備蓄状況を勘案の上、物資支援班で協議、調整を行う。
ウ 県と市町村の割り振りについては、備蓄状況に応じ、県及び全市町村で支援するように努める。
エ ウ項により対応できない場合は、県が災害時応援協定を締結している事業者から物資を調達して支援することを原則とする。
オ 物資の運送手段、運送ルート等については、代表市町村、現地支援本部及び物資支援班で調整する。
カ その他、特に調整が必要な場合は、後方支援本部調整会議で調整する。

６　職員派遣の割り振り

（１）職員派遣は、支援内容に応じ、その業務に精通している県職員又は市町村職員を派遣するものとする。

ただし、支援内容が県職員及び市町村職員のいずれも対応可能な場合にあっては、県職員及び市町村職員をそれぞれ同数派遣するものとする。

（２）市町村の職員派遣は、ブロック単位とし、下表の順位により派遣する。

ただし、派遣人員が多く、ひとつのブロックで対応が困難な場合にあっては、複数のブロックにより対応するものとする。

なお、ブロック内の市町村の派遣人員は、原則として市町村の一般事務職員数により按分する。

＜令和５年度の順位＞

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
諏訪	上小	飯伊	大北	長野	木曽	松本	北信	佐久	上伊那

７　職員派遣の期間

職員派遣の期間（出県から帰県まで）は、原則として７日間とする。

なお、県又は市町村の実情に応じ、職員は派遣期間の途中で交替させることができる。

＜一例＞

曜　日 （例）	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
第１陣	出県	引継				引継	帰県							
第２陣			（説明）		出県	引継				引継	帰県			
…														